

埼労発基0831第4号  
令和5年8月31日

関係団体等の長 様

埼玉労働局長  
(公印省略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について

標記について、令和5年8月30日付け基発0830第1号をもって、厚生労働省労働基準局長から別添のとおり通達がありましたので、傘下の会員等に対する周知に御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。